

大阪府行政書士会への 行政書士法人成立（入会）届出のご案内

令和2年12月8日

1. 大阪府内に主たる事務所を設置する場合

【提出書類】

行政書士法人成立届出書	2通
登記事項証明書	2通（原本1通・コピー1通）
定款の写し	2通（原本証明したもの）
会員届（法人用）	1通
誓約書（法人用）	1通
職印届（法人用）	1通

【費用】 届出手数料	20,000円
入会金	250,000円

2. 他都道府県に主たる事務所、大阪府内に従たる事務所を設置する場合

【提出書類】

行政書士法人入会届出書	2通
登記事項証明書	2通（原本1通・コピー1通） ※従たる事務所の登記事項証明書
定款の写し	2通（原本証明したもの）
会員届（法人用）	1通
誓約書（法人用）	1通
職印届（法人用）	1通

【費用】 届出手数料	2,000円
入会金	250,000円

※費用のお振込みを希望される場合は、ご連絡のうえ、次の振込口座にお振込みください。

振込人名が届出法人名と異なる場合は、受付できませんのでご了承ください。

ゆうちょ銀行（当座）〇九九店（ゼロキユウキユウ店） 口座番号：0103197

（ゆうちょ銀行窓口から送金される場合は、払込取扱票を送付させていただきます）

※法人成立に伴い、社員・使用人となる会員の行政書士変更登録が必要となります。行政書士法人成立の届出とともに手続きを行ってください。なお、提出書類等につきましては、大阪府行政書士会ホームページの「変更登録申請手続について」をご参照ください。

※法人名簿登載後、入会必要諸物品費 6,000円、会費月額 5,500円を納入ください。